

## 五所川原市教育委員会ネーミングライツ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育委員会が管理する公の施設におけるネーミングライツ事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 この要綱に基づくネーミングライツ事業の対象となる施設は、教育委員会が管理する公の施設又は当該施設の一部であって、一定のネーミングライツ料が見込める施設として教育委員会が定めた施設とする。

(審査機関)

第3条 ネーミングライツ事業に係る審査は、教育長、教育部長及び教育委員会事務局の課長職にある者で組織する五所川原市教育委員会ネーミングライツ審査委員会が行うこととし、当該審査会の事務局は教育総務課が行うこととする。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、教育委員会が管理する公の施設におけるネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項は、五所川原市ネーミングライツ事業実施要綱(令和3年五所川原市告示第90号)の例による。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。